

18長第938号  
平成18年8月31日

各地方局地域福祉課長  
各市町介護保険担当課長 } 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課長  
(公印省略)

### 指定特定福祉用具販売の販売費用の額について

標記のことについては、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

#### 記

指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の各事業所に備え付けなければならない「目録等」に記載される「販売費用の額」について、実際の販売においては、市場の様々な要因により継続的に割引価格で販売される商慣習があるほか、標準価格も変動すること等から、利用者に対する価格の目安と位置付けられるものであり、実際の販売価格が目録等の「販売費用の額」以内であればよいものとする。

ただし、次の点に留意して、利用者にとって「販売費用の額」がわかりやすいものであるよう努めること。

1. 既定のカタログ等を利用した目録等であって、その表示価格の一定の割引価格を事業所の「販売費用の額」とする場合は、当該目録等に割引率等を表示すること。この場合、福祉用具の品名ごとの表示価格を訂正する必要はないこと。また、期間を定めた割引価格も表示があれば認められること。ただし、これらの場合、実際の販売価格が割引価格を上回ることは認められない。
2. 目録等の「販売費用の額」(割引率を表示する場合を含む。)が実勢価格と大きく異なる場合が継続する場合は、適宜、目録等の「販売費用の額」を改訂すること。
3. 価格差の根拠について目録等に明確な表示がなく、人や地域によって価格差を設けることは適当でないこと。なお、居宅への搬送の有無により価格差を設けることは認められる。
4. 福祉用具購入費支給申請書に添付するため要介護者等に交付する書面(パンフレット等の福祉用具の概要を記載した書面)には、目録等の「販売費用の額」と当該福祉用具の販売時における実際の販売価格が記載されていること。